



2019年9月10日

各 位

会 社 名 株式会社内田洋行
代表者名 代表取締役社長 大久保 昇
(コード番号 8057 東証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員
経営管理統括グループ統括
秋山 慎吾
(TEL : 03-3555-4064)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年9月10日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年10月12日開催予定の当社第81期定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2006年10月14日開催の当社第68期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役含む。)の報酬額は年額5億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、上記の報酬額とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から報酬として支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の報酬枠とは別枠で年額1億円以内といたします。各対象取締役に対する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年4万株を上限(ただし、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含み

ます。)又は株式併合が行われた場合、その他必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整できるものとします。)とし、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

本制度の導入目的である株主の皆様との一層の価値共有を中長期で実現するため、譲渡制限期間は、3年間から30年間までの間で取締役会が定める期間としております。

以上